

令和4年5月9日

お客さま各位

さがみ信用金庫

未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更、および関連する預金規定の改定について

いつも、さがみ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間利用されていない口座のお取引の再開をお願いするとともに、万一の際の当該口座の不正利用防止のため、令和2年10月1日以降に新規開設された普通預金、並びに貯蓄預金口座に「未利用口座管理手数料」を適用させていただいております。

このたび令和4年10月1日から、令和2年9月30日以前に作成された口座にも未利用口座管理手数料の適用を拡大させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。

なお本手数料は、下記のとおり未利用の状態となった口座に対して適用させていただくものであり、平日頃の入出金や口座振替などのお取引をされている口座が対象となるものではありません。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

1. 未利用口座管理手数料の適用対象口座の拡大

現在	令和4年10月1日以降
令和2年10月1日以降 に新規開設された口座	全口座

2. 未利用口座管理手数料が適用される基準

以下の条件の全てに該当した場合に本手数料が適用されます。

預金の種類	普通預金（総合口座含む）、貯蓄預金
お取引の状態 ※口座ごと	最後の預入れ、または払戻し、口座振替から2年以上、お取引がない状態が続いた場合 <u>※未利用状態の計算起点日は令和2年10月1日となります。</u> ※当該口座への利息入金、および本手数料の引落しはお取引に含まれません。
預金残高	10,000円未満
その他のお取引	同一店舗にお借入れ取引、カードローン口座がない 同一店舗に定期預金、財形預金、定期積金、積立定期預金、投資信託、国債、各種保険商品などのお取引がない

3. 手数料額

年額 1,320円（消費税含む）

4. 手数料ご負担までの流れ

- ①令和4年10月以降、対象となる口座をお持ちのお客さま宛てに、案内文書を郵送します。
(案内が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします)
- ②郵送後、約3ヵ月以内にお取引が再開されなかった場合に手数料を引落しさせていただきます。
- ③上記以降も口座の未利用状態が続く場合は、初回引落日から1年毎に手数料を引落しさせていただきます。
- ④残高が手数料額に満たない場合は、残高全額を手数料としてお引落しさせていただきます。

5. 自動解約

残高が0円の口座および、手数料のご負担後に残高が0円になった口座につきましては、自動的に解約させていただきます。なお本手数料の返却、および解約された口座の再利用はできません。

6. 関連する預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更に伴い、関連する「未利用口座管理手数料規定」を以下のとおり改定し令和4年10月1日から施行いたします。

【改定内容】

改定前	改定後
1. (本規定の適用) この規定は令和2年10月1日以降に開設された、普通預金口座(総合口座を含みます。)および貯蓄預金口座に適用されます。	1. (本規定の適用) この規定はすべての普通預金口座(総合口座を含みます。)および貯蓄預金口座に適用されます。

7. お客さまへのお願い

未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更は、長期間ご利用のない預金口座をお持ちのお客さまに未利用口座の存在をお知らせし、口座の再活用をお願いすることにより、犯罪に利用される可能性が高い未利用口座の削減に取り組むことを目的としております。

お客さまにおかれましては、口座お取引の再開、あるいはご解約など、あらためて口座の管理をお願い申し上げます。

※当金庫では令和3年10月から、お客さまの利便性向上のため、預金残高1万円未満などの一定の条件のもと、口座解約時の印鑑を不要とする取扱いを開始しております。

8. お客さまのご質問等への対応

ご質問につきましては、当金庫本支店の窓口もしくは営業統括部までお申出ください。

【本件に関する営業統括部お問い合わせ先】

さがみ信用金庫 お客様サポートダイヤル

0120-426-614

以上